

教育委員会 教育長 様
教育委員様

教科書採択に関する案件の会議公開を求める要望書

2021年7月14日

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司 保坂令子 佐藤満喜子

綾部祥一郎 中村晋輔

231-0015 横浜市中区尾上町1-4-1 関内S Tビル 10階

大川隆司法律事務所内

E-mail ; kana-ombuds@nifty.com FAX 045(664)7822

Tel 090-9293-8446 (担当 佐藤)

2015年度からの新教育委員会制度実施にあたって、文科省は教育委員会会議などの会議公開や会議録等の情報公開を推進するよう求めています。当オンブズマンでは、開かれた教育行政を求めて、2012年から数年おきに、全国の教育委員会会議の公開度調査を行っています。

2020年11月に、47都道府県及び20政令市と、神奈川県内の全教育委員会計97教育委員会を対象とした「教育委員会会議の採決方法等に関する調査（第三回）」を行いました。貴教育委員会からもご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

今回の調査では、全国共通の案件として教科書採択を取り上げて、審議・採決の会議公開度を質問いたしました。その結果、調査対象であった2019年度及び2020年度10月末日までの期間に教育委員会会議で行われた教科書採択の審議・採決を傍聴可能な公開の会議で行ったのは、25都道府県、19政令市、29神奈川県内の教育委員会でした。しかし貴教育委員会を含め、11都道府県、1政令市、1神奈川県内の教育委員会が、非公開（秘密会）で審議・採決していました（その他10都道府県教育委員会が採決を要しない報告事項での扱い、無回答1でした）。

つきましては、以下を要望します。

要望項目

1、教科書採択に関して審議・採決を行う教育委員会会議は、非公開とすべき具体的な必要性がある場合を除き、傍聴者、市民に公開し、各教育委員がどのような審議・採決をしたのかが明らかになるようにしてください。

要望理由

(1)「地方教育行政の組織および運営に関する法律（以下「地教行法」）」は、「教育委員会の会議は、公開する。」とし、公開を原則とすることを定め、非公開にできるのは「人事に関する事件その他の事件」としています。会議の非公開は、例えば、個人情報扱う案件や選考基準策定などの具体的・必然的な理由のある場合に限定するべきです。

(2)特に教科書採択の手続きについては、毎年、国の指導により、公正であることや開かれた採択を行うよう通知されており、調査したほとんどの教育委員会は公開で審議・採決をおこなっています。教科書採択の審議・採決については、公正確保の面からも非公開が妥当とはいえません。同じ事務を行うほとんどの教育委員会が公開審議し、昨年からは全国にネット中継（YouTubeでの同時中継）する教育委員会すらあるだけに、なぜ傍聴できないのかとの市民の声が高まっています。

以上

教育委員会 教育長 様
教育委員様

教育委員会会議の無記名投票採決についての要望書

2021年7月14日

かながわ市民オンブズマン
代表幹事 大川隆司 保坂令子 佐藤満喜子
綾部祥一郎 中村晋輔
231-0015 横浜市中区尾上町1-4-1 関内S Tビル10階
大川隆司法律事務所内
E-mail ; kana-ombuds@nifty.com FAX 045(664)7822
電話 09-9293-8446 (担当 佐藤)

当オンブズマンでは、2020年11月に、都道府県及び政令市と、神奈川県内の全教育委員会を対象とした「教育委員会会議の採決方法等に関する調査」を行いました。貴教育委員会からもご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。

その結果、調査対象であった2019年度及び2020年度10月末日までの期間について、無記名投票による採決を行っていたのは都道府県では7教育委員会、政令市では6教育委員会、神奈川県内では2教育委員会（政令市との重複1）あり、その案件は、全てが教科書採択でした。

無記名投票は、教育長、各教育委員の賛否が不明だけでなく、各自の賛否の記録が無いため、情報公開そのものが成立しません。審議の最終過程を永久に闇に葬り、万一不公正な判断が行われてもそれを検証することさえできない不明朗な採決方法です。調査では、無記名投票採決の実施理由も問いましたが、合理的な必要性は見いだせませんでした。

つきましては、「開かれた教育行政」を推進するため、以下の項目を要望します。

要望項目

- 1、教育委員会会議の採決は、非公開とすべき具体的な必要性がある場合を除き、傍聴者、市民に公開し、教育長、各教育委員がどのような意思表示をしたのかが明らかになる採決方法にしてください。
- 2、無記名投票は、教育長、各教育委員の判断の記録すら作成しないという極めて無責任な採決方法であるため、実施しないでください。

要望理由

(1) 教育長、各教育委員の意思表示が非公開となること

無記名投票方式をとると、投票が傍聴者の面前で行われたとしても、また、投票結果が公表されたとしても、各人の意思表示については公開されないこととなり、各人の意思がどのようなものであったかの事実確認さえ不可能となります。したがって無記名投票は、情報公開・会議公開の趣旨を全く無にする採決方法です。

教育長、教育委員が公職である以上、重要な職務である会議の採決における意思表示を明らかにするのは、当然の責務です。無記名投票は、それぞれの責任を不明確にし、事実を闇に葬る極めて無責任な行為です。

調査を行いました。13社が教員・校長ら5159人に検定中の教科書を見せ、そのうち4006人に謝礼などを渡していたとの報道がありました。中には教育長や教育委員も含ま

れていたとのことです。このような場合、たとえ採択結果に影響していなかったとしても、無記名投票をしていたのでは、事後の検証だけでなく、教育長・教育委員の身の潔白も立証することはできません。

(2) 無記名投票実施の理由が不明確であること

「地方教育行政の組織および運営に関する法律（以下「地教行法）」は、「教育委員会の会議は、公開する。」とし、公開を原則とすることを定め、非公開にできるのは「人事に関する事件その他の事件」としています。公開が原則となっている教育委員会会議のなかで無記名投票、つまり非公開部分を生じさせる以上、了承した教育長・教育委員には実施の理由を市民に示すという説明責任が生じます

調査で無記名投票が行われた案件は、教科書採択の採決だけでした。その理由は、より自由な評決が可能になる、外部からの不当な圧力を避ける、静謐な環境を維持するなどでしたが、いずれも必然性を説明しうるものではありません。このような理由は、情報公開制度の開始直後の非公開理由に見られた内容であり、情報公開制度の進展のなかですでに克服されてきたはずです。

無記名投票実施は、例外措置としての非公開や記録の欠如の乱用であり、法規に反する不適正な行為といわざるをえません。

以上

教育委員会 教育長様
教育委員様

非公開案件の教育委員会会議録記載を求める要望書

2021年7月14日

かながわ市民オンブズマン

代表幹事 大川隆司 保坂令子 佐藤満喜子 綾部祥一郎
中村晋輔

住所 横浜市中区尾上町1-4-1 関内S Tビル10階
大川隆司法律事務所内

E mail ; kana-ombuds@nifty.com FAX 045(664)7822

電話 09-9293-8446 (担当 佐藤)

当オンブズマンでは、「開かれた教育行政」を求めて、47都道府県・20政令市・神奈川県内の全教育委員会の計97教育委員会を対象に、教育委員会議の会議公開や傍聴制度の運用について、アンケート調査を行ってきました。また、その回答を集計し報告書にまとめるとともに、市民にとって望ましい在り方を要望書にして該当する教育委員会に送付してきました。

貴教育委員会からも毎回ご回答をいただきました。ご協力に感謝しております。

2020年度は、採決方法とともに会議録の記載方法や録音の情報公開を含めて調査を行いました。その結果、貴教育委員会において、早急に改善していただきたい事項が判明しました。

今回調査の質問8で、非公開で審議・採決した案件（秘密会）については、教育委員会会議録に記載していない（案件名のみ記載を含む）教育委員会が、4都道府県教育委員会、3政令市教育委員会、1神奈川県内教育委員会の計8教育委員会あることが判明しました。

つきましては貴教育委員会に対し以下を要望いたします。

要望項目

- 1、非公開案件の審議・採決部分については、公開案件と同様に教育委員会会議録に記載すること。

要望理由

(1) 地教行法においても公文書管理法においても、行政運営にあたっては記録を残し、説明責任を果たすよう求めています。行政機関は、会議の公開・非公開にかかわらず、また公文書の情報公開・非公開にかかわらず、意思決定過程等を合理的に跡付け、または検証できるよう文書作成を行うことが求められているのです。しかし現在、それを骨抜きにしているのが、無記名投票採決や非公開案件の会議録不記載です。

不記載は少数ですが、ある教育委員会からは、教育委員会会議規則に「非公開の会議の議事は、会議録に記載しない」との規定があるとの回答がありました。現在では、法の趣旨に反する規定ではないでしょうか。

(2) 教育委員会議は、地方教育行政の中で最も重要な会議であるだけに、秘密会での審議・採決であっても、記録を残さなくてよい理由はないはずです。公開案件と同様に記録を作成し、非公開案件の記録部分だけ別のファイルで保存するなど、適正に管理することが、行政への市民の信頼を支え、後の検証や活用に貢献するのは言うまでもありません。

また、不記載は、安易に非公開案件指定を拡大しているとの疑いを市民から抱かれかねません。非公開とした判断自体の検証のためにも、記録は不可欠です。早急に逐語記述での審議記録を残すよう求めます。

以上